

薬生発0629第1号  
平成30年6月29日

各  $\left( \begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$  殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
( 公 印 省 略 )

毒物及び劇物指定令の一部改正等について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成30年政令第197号。以下「改正政令」という。）及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第79号。以下「改正省令」という。）が平成30年6月29日に公布されたので、下記に御留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏のないようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長及び一般社団法人日本化学工業品輸出入協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

記

第1 改正政令の内容について

1 次に掲げる物を毒物に指定した。

- (1) 5-イソシアナト-1-(イソシアナトメチル)-1,3,3-トリメチルシクロヘキサン及びこれを含有する製剤  
(CAS No. : 4098-71-9)
- (2) 2-クロロピリジン及びこれを含有する製剤  
(CAS No. : 109-09-1)
- (3) (ジクロロメチル)ベンゼン及びこれを含有する製剤  
(CAS No. : 98-87-3)
- (4) (トリクロロメチル)ベンゼン及びこれを含有する製剤  
(CAS No. : 98-07-7)
- (5) ビス(4-イソシアナトシクロヘキシル)メタン及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 5124-30-1)

(6) 2-ヒドロキシエチル=アクリレート及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 818-61-1)

(7) 2-ヒドロキシプロピル=アクリレート及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 999-61-1)

2 次に掲げる物を劇物に指定した。

(1) N-(2-アミノエチル)エタン-1, 2-ジアミン及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 111-40-0)

(2) エタン-1, 2-ジアミン及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 107-15-3)

(3) ジエチル=スルファート及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 64-67-5)

(4) N, N-ジメチルプロパン-1, 3-ジアミン及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 109-55-7)

(5) 水酸化リチウム及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 1310-65-2)

(6) 水酸化リチウム-水和物及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 1310-66-3)

(7) 1, 2, 3-トリクロロプロパン及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 96-18-4)

(8) 二酸化アルミニウムナトリウム及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 1302-42-7)

(9) N, N'-ビス(2-アミノエチル)エタン-1, 2-ジアミン及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 112-24-3)

(10) ホスホン酸及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 13598-36-2)

(11) レソルシノール及びこれを含有する製剤。ただし、レソルシノール20%以下を含有するものを除く。

(CAS No. : 108-46-3)

3 劇物として指定されていた次に掲げる物を劇物から除外した。

(1) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のうち、1-(3-クロロ-2-ピリジル)-4'-シアノ-2'-メチル-6'-(メチルカルバモイル)-3-[5-(トリフルオロメチル)-2H-1, 2, 3, 4-テトラゾール-2-イル]メチル]-1H-ピラゾール-5-カルボキサニリド及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 1229654-66-3)

(2) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のうち、4' - (シアノメチル) - 2 - イソプロピル - 5, 5 - ジメチルシクロヘキサンカルボキサニリド及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 1857331-83-9)

(3) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のうち、2, 3, 3, 3 - テトラフルオロ - 2 - (トリフルオロメチル) プロパンニトリル及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 42532-60-5)

(4) 無水酢酸及びこれを含有する製剤のうち、無水酢酸0.2%以下を含有する製剤

(CAS No. : 108-24-7)

#### 4 施行期日

平成30年7月1日から施行する。ただし、3については、公布日に施行する。

#### 5 経過措置等

(1) 今回新たに毒物又は劇物に指定した物については、既に製造、輸入及び販売されている実情に鑑み、改正政令の施行日（平成30年7月1日）において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、平成30年9月30日までは、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）第3条（禁止規定）、第7条（毒物劇物取扱責任者）及び第9条（登録の変更）の規定は適用しない。また、改正政令の施行日において、現に存するものについては、平成30年9月30日までは、法第12条（毒物又は劇物の表示）第1項（法第22条第5項において準用する場合を含む。）及び第2項の規定は、適用しない。

(2) 今回新たに毒物又は劇物に指定した物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては、速やかに登録を受けさせ、毒物劇物取扱責任者を設置させるとともに、適正な表示を行わせるよう指導されたい。また、改正政令の施行日において、現に存する物に関しても、法第12条第3項、第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）、第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）、第15条の2（廃棄）、第16条（運搬等についての技術上の基準等）等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用するため、関係業者に対して適切に指導されたい。

## 第2 改正省令について

1 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物から除外した。

有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のうち、1 - (3 - クロロ - 2 - ピリジル) - 4' - シアノ - 2' - メチル - 6' - (メチルカルバモイル) - 3 - [ [ 5 - (トリフルオロメチル) - 2 H - 1, 2, 3, 4 - テトラゾール - 2 - イル] - 1 H - ピラゾール - 5 - カルボキサニリド及びこれを含有する製剤

#### 2 施行期日

公布日に施行する。

### 第3 その他

改正政令の新旧対照表については別添1、今般、毒物又は劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については、別添2のとおりである。



編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

目次

(政 令)

○外務省組織令の一部を改正する政令(一九三)

○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(一九四)

○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令(一九五)  
○国土交通省組織令の一部を改正する政令(一九六)  
○毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(一九七)

(省 令)

○大臣管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する省令(農林水産四〇)

(告 示)

○保険業法第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定による同法第二百七十一条の十第二項ただし書の認可の失効に関する件(金融庁三四、三五)

○千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則の修正に関する件(外務二二四)

○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成三十年度の初日から平成三十年五月三十一日までの輸入数量を告示する件(財務一六六)

○平成三十年度の初日から平成三十年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件(同一六七)

○平成三十年度の初日から平成三十年五月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件(同一六八)

○平成三十年度の初日から平成三十年五月三十一日までの生鮮等牛肉(オーストラリア原産品に限る)及び冷凍牛肉(オーストラリア原産品に限る)の各輸入数量を告示する件(同一六九)

○関税暫定措置法別表第一の六の二の項に係る物品についての平成三十年度における輸入数量に基づく特別緊急関税の発動日を告示する件(同一七〇)

○所得税法施行令第二百六十二条第一項に規定する国税庁長官の定める方法を定める件の一部を改正する件(国税庁一六)

○租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第九項に規定する国税庁長官の定める方法を定める件(同一七)

○生産業者の住所及び肥料の名称の變更に係る届出があつた件(農林水産一四七七)  
○災害にかつた農地に代わる農地を造成するに要する標準的な費用の額の算定方法を定める件(同一四七八)

○電気事業法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録の更新をした件(経済産業一二五)

○中小企業信用保険法第二条第五項第二号の事業活動の制限を指定し、事由を定める件(同一二六)

○登録調査機関の調査業務を行う事務所のある地を變更する件(特許庁五)

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件(国土交通七八四)

○やんばる国立公園の公園区域を變更する件(環境四八)

○やんばる国立公園の公園計画を變更する件(同四九)

○やんばる国立公園の特別地域の区域を變更する件(同五〇)

○やんばる国立公園の特別保護地区の区域を變更する件(同五一)

○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が決定された件(防衛一四九)

裁判所  
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

政令第百九十七号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二十三条の八並びに別表第一第一一十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第一号の九を第一号の十とし、第一号の八を第一号の九とし、第一号の七の次に次の一号を加える。

一の八 五―イソシアナト―（イソシアナトメチル）―一・三・三―トリメチルシクロヘキサ―ン及びこれを含有する製剤

第一条中第六号の十四を第六号の十五とし、第六号の七から第六号の十三までを二号ずつ繰り下げ、第六号の六の次に次の一号を加える。

六の七 二―クロロピリジン及びこれを含有する製剤

第一条中第十号の四を第十号の五とし、第十号の三の次に次の一号を加える。

十の四（ジクロロメチル）ベンゼン及びこれを含有する製剤

第一条中第十九号の六を第十九号の七とし、第十九号の五を第十九号の六とし、第十九号の四の次に次の一号を加える。

十九の五（トリクロロメチル）ベンゼン及びこれを含有する製剤

第一条中第二十二号の二を第二十二号の三とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の二 ビス（四―イソシアナトシクロヘキシル）メタン及びこれを含有する製剤

第一条中第二十三号の三を第二十三号の五とし、第二十三号の二の次に次の二号を加える。

二十三の三 二―ヒドロキシエチルアクリレート及びこれを含有する製剤

二十三の四 二―ヒドロキシプロピルアクリレート及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第四号の七を第四号の八とし、第四号の六を第四号の七とし、第四号の五を第四号の六とし、第四号の四の次に次の一号を加える。

四の五 N―（二―アミノエチル）エタン―一・二―ジアミン及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第十一号の三を第十一号の四とし、第十一号の二を第十一号の三とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 エタン―一・二―ジアミン及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中（179）を（182）とし、（112）から（178）までを（115）から（181）までとし、（111）を（113）とし、その次に次のように加える。

(114) 二・三・三・三―テトラフルオロ―二―（トリフルオロメチル）プロパンニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中（110）を（112）とし、（80）から（109）までを（82）から（111）までとし、（79）を（80）とし、その次に次のように加える。

(81) 四―（シアノメチル）―二―イソプロピル―五・五―ジメチルシクロヘキサニトリド及びこれを含有する製剤

(82) 一―（三―クロロ―二―ピリジル）―四―シアノ―二―メチル―六―（メチルカルバモイル）―一―（五―トリフルオロメチル）―二―ヒ―一・二―三・四―テトラゾール―二―イリルメチル）―一―ヒ―ピラゾール―五―カルボキサンニトリド及びこれを含有する製剤

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年六月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

第二条第一項中第三十七号の六を第三十七号の七とし、第三十七号の三から第三十七号の五までを  
一号ずつ繰り下げ、第三十七号の二の次に次の一号を加える。

三十七の三 ジエチルリスルファート及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第五十六号の二を第五十六号の三とし、第五十六号の次に次の一号を加える。

五十六の二 N・N-ジメチルプロパン-1-3-ジアミン及びこれを含有する製剤

第二条第一項第六十八号の次に次の二号を加える。

六十八の二 水酸化リチウム及びこれを含有する製剤

六十八の三 水酸化リチウム-水和物及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第七十四号の五を第七十四号の六とし、第七十四号の四を第七十四号の五とし、第  
七十四号の三の次に次の一号を加える。

七十四の四 一・二・三トリクロプロパン及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第七十七号の三を第七十七号の四とし、第七十七号の二の次に次の一号を加える。

七十七の三 二酸化アルミニウムナトリウム及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第八十号の六を第八十号の七とし、第八十号の二から第八十号の五までを一号ずつ  
繰り下げ、第八十号の次に次の一号を加える。

八十の二 N・N'-ビス(ニ-アミノエチル)エタン-1-2-ジアミン及びこれを含有する製剤

第二条第一項第九十六号の次に次の一号を加える。

九十六の二 ホスホン酸及びこれを含有する製剤

第二条第一項第九十八号の二中「製剤」の下に「ただし、無水酢酸O・2%以下を含有するもの  
を除く。」を加える。

第二条第一項中第九十九号を第百十号とし、第百八号を第百九号とし、第百七号の次に次の一号を加  
える。

百八 レソルシノール及びこれを含有する製剤。ただし、レソルシノール20%以下を含有するも  
のを除く。

附則

(施行期日)

1 この政令は、平成三十年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号及び第九十八  
号の二の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第一号の八、第六号の七、第十号の四、  
第十九号の五、第二十二号の二、第二十三号の三及び第二十三号の四並びに第二条第一項第四号の  
五、第十一号の二、第三十七号の三、第五十六号の二、第六十八号の二、第六十八号の三、第七十  
四号の四、第七十七号の三、第八十号の二、第九十六号の二及び第百八号に掲げる物の製造業、輸  
入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成三十年九月三十日まで、  
毒物及び劇物取締法(次項において「法」という。)第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しな  
い。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成三十年九月三十  
日まで、法第十二条第一項(法第二十二條第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規  
定は、適用しない。

厚生労働大臣 加藤 勝信  
内閣総理大臣 安倍 晋三

# 官報

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### (府令)

- 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づく指定活用団体に関する内閣府令(内閣府三二)
- 個人情報保護委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(同三三)

### (府令・省令)

- 地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令(内閣府・総務・文部科学二)

### (省令)

- 電波法施行規則等の一部を改正する省令(総務三九)
- 無線設備規則の一部を改正する省令(同四〇)
- 外務省組織規則の一部を改正する省令(外務五)
- 外務職員の研修に関する省令の一部を改正する省令(同六)
- 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令(財務四六)
- 財務省組織規則の一部を改正する省令(同四七)

○大学設置基準及び大学院設置基準の一部を改正する省令(文部科学二二)	三
○毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働七九)	三
○介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(同八〇)	三
○指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令(農林水産四一)	三
○動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令(同四二)	三
○国土交通省組織規則の一部を改正する省令(国土交通五二)	三
○観光庁組織規則の一部を改正する省令(同五三)	三
○倉庫業法施行規則の一部を改正する省令(同五四)	三
○人事院規則九一五五(特地勤務手当等)の一部を改正する人事院規則(人事院九一五五―一三三)	二
○民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第二十九条第二項第二号の規定に基づき、指定活用団体が預金をすることができるとする金融機関を指定する件(内閣府一四一六)	二
○周波数割当計画の一部を変更する件(総務二一一)	二
○端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件の一部を改正する件(同二一一)	二

○端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件の一部を改正する件(同二一三)	六
○端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件の一部を改正する件(同二一四)	六
○小電力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件(同二一五)	六
○5GHz帯無線アクセスシステムの無線局が使用する電波の周波数を定める件の一部を改正する件(同二一六)	六
○5GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件(同二一七)	六
○インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的條件等を定める件の一部を改正する件(同二一八)	六
○無線設備規則第十四条の二第一項の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する件(同二一九)	六
○無線設備規則第十四条の二第二項の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する件(同二二〇)	六
○電波法施行規則第六条第四項第四号(3)及び(5)の規定に基づく総務大臣が別に告示する場所を定める件(同二二一)	六
○四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を定める件(同二二二)	六
○五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を定める件(同二二三)	六

○五・2GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件(同二二四)	六
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので要旨(平成二十七年分)を公表する件の一部を訂正する件(同二二五)	六
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので要旨(平成二十八年分)を公表する件の一部を訂正する件(同二二六)	六
○船舶又は航空機に設置する無線航行のためのレーダー等の送信設備に指定する周波数及びその指定周波数帯を定める件の一部を改正する件(同二二七)	六
○登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件(同二二八)	六
○国際連合安全保障理事会決議に基づき資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件の一部を改正する件(外務二二五)	六
○関税法施行令第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件の一部を改正する件(財務一七二)	六
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件(同一七二)	六

(以下次のページへ続く)



○厚生労働省令第七十九号  
毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次の表のように定める。  
平成三十年六月二十九日  
毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令  
毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号)の一部を次の表のように改正する。  
(傍線部分は改正部分)

厚生労働大臣 加藤 勝信

改正後	改正前
<p>別表第一(第四条の二関係) 劇物 一〇一の八 (略) 十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) (25) (略) (26) (略)</p>	<p>別表第一(第四条の二関係) 劇物 一〇一の八 (略) 十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) (25) (略) (26) 一―(三)クロロ―四・五・六・七―テトラヒドロピラソール 五―a)ピリジニ―イル)―五―メチル)ラロフ―ニ―イン)―イル)アミノ)―H―ピラゾール 四―カルボニトリル(別名ピラクロニル)及びこれを含有する製剤</p>

<p>27) 一―(三)クロロ―ニ―ピリジ ル)―四―シアノ―ニ―メチル)― 六―(メチルカルバモイル)―三― 二)五―(トリフルオロメチル)―二 H―一・二・三・四―テトラゾ― ル)―ニ―イル)メチル)―H―ピ ラソール)五―カルボキサニリド及 びこれを含有する製剤 (略)</p>	<p>(新設) 27) 二―(四)クロロフェニル)―二― (二)H―一・二・四―トリアゾ― ル)―一―イル)メチル)ヘキサニト リル(別名ミクロプロタニル)及びこ れを含有する製剤 (略)</p>
<p>29) (146) (略) 十二〇六十七 (略)</p>	<p>28) (145) (略) 十二〇六十七 (略)</p>

附 則  
この省令は、公布の日から施行する。

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文  
 ○毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一〇一の六（略）</p> <p>一の七（略）</p> <p>一の八 五―イソシアナト―（イソシアナトメチル）―                  三・三―トリメチルシクロヘキサン及びこれを含有する製剤</p> <p>一の九（略）</p> <p>一の十（略）</p> <p>二〇六の五（略）</p> <p>六の六（略）</p> <p>六の七 二―クロロピリジン及びこれを含有する製剤</p> <p>六の八（略）</p>	<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一〇一の六（略）</p> <p>一の七 アルカノールアンモニウム―二・四―ジニトロ―六―（―メチルプロピル）―フエノラート及びこれを含有する製剤。ただし、トリエタノールアンモニウム―二・四―ジニトロ―六―（―メチルプロピル）―フエノラート及びこれを含有する製剤を除く。</p> <p>（新設）</p> <p>一の八 O―エチル―O―（二―イソプロポキシカルボニルフェニル）―N―イソプロピルチオホルアミド（別名イソフェンホス）及びこれを含有する製剤。ただし、O―エチル―O―（二―イソプロポキシカルボニルフェニル）―N―イソプロピルチオホルアミド五%以下を含有するものを除く。</p> <p>一の九（略）</p> <p>二〇六の五（略）</p> <p>六の六 クロロ炭酸フェニルエステル及びこれを含有する製剤</p> <p>（新設）</p> <p>六の七 三―クロロ―一・二―プロパンジオール及びこれを含有する製剤</p>

六の九〇六の十五 (略)

七〇十の二 (略)

十の三 (略)

十の四 (ジクロロメチル) ベンゼン及びこれを含有する製剤

十の五 (略)

十一〇十九の三 (略)

十九の四 (略)

十九の五 (トリクロロメチル) ベンゼン及びこれを含有する製剤

十九の六 (略)

十九の七 (略)

二十〇二十一 (略)

二十二 (略)

二十二の二 ビス(四―イソシアナトシクロヘキシル)メタン及びこれを含有する製剤

二十二の三 (略)

二十三 (略)

二十三の二 (略)

六の八〇六の十四 (略)

七〇十の二 (略)

十の三 一・三―ジクロロプロパン―二オール及びこれを含有する製剤

(新設)

十の四 二・三―ジシアノー・四―ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)及びこれを含有する製剤。ただし、二・三―ジシアノー・四―ジチアアントラキノン五〇%以下を含有するものを除く。

十一〇十九の三 (略)

十九の四 一―ドデシルグアニジニウムⅡアセタート(別名ドジン)及びこれを含有する製剤。ただし、一―ドデシルグアニジニウムⅡアセタート六五%以下を含有するものを除く。

(新設)

十九の五 トリブチルアミン及びこれを含有する製剤

十九の六 (略)

二十〇二十一 (略)

二十二 ニツケルカルボニルを含有する製剤

(新設)

二十二の二 S・S―ビス(一―メチルプロピル)ⅡO―エチル

Ⅱホスホロジチオアート(別名カズサホス)及びこれを含有する製剤。ただし、S・S―ビス(一―メチルプロピル)ⅡO―エチルⅡホスホロジチオアート一〇%以下を含有するものを除く。

二十三 (略)

二十三の二 ヒドラジン

二十三の三 二―ヒドロキシエチル〓アクリラート及びこれを含有する製剤

二十三の四 二―ヒドロキシプロピル〓アクリラート及びこれを含有する製剤

二十三の五 (略)

二十四〓三十一 (略)

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一〓四の三 (略)

四の四 (略)

四の五 N―(二―アミノエチル)エタン―一・二―ジアミン及びこれを含有する製剤

四の六 (略)

四の七・四の八 (略)

(新設)

(新設)

二十三の三 ブチル〓二・三―ジヒドロ―二・二―ジメチルベンゾフラン―七―イル〓N・N'―ジメチル―N・N'―チオジカルバマート(別名フラチオカルブ)及びこれを含有する製剤。ただし、ブチル〓二・三―ジヒドロ―二・二―ジメチルベンゾフラン―七―イル〓N・N'―ジメチル―N・N'―チオジカルバマート五%以下を含有するものを除く。

二十四〓三十一 (略)

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一〓四の三 (略)

四の四 N―(二―アミノエチル)―二―アミノエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、N―(二―アミノエチル)―二―アミノエタノール〇%以下を含有するものを除く。

(新設)

四の五 L―二―アミノ―四―(ヒドロキシ)(メチル)ホスフィン―ブチリル―L―アラニル―L―アラニン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、L―二―アミノ―四―(ヒドロキシ)(メチル)ホスフィン―ブチリル―L―アラニル―L―アラニンとして一九%以下を含有するものを除く。

四の六・四の七 (略)

五ノ十の三 (略)

十一 (略)

十一の二 エタン―・二―ジアミン及びこれを含有する製剤

十一の三 (略)

十一の四 (略)

十二ノ三十一の三 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(31)(1) (略)

(32) |  
― | (三―クロロ―二―ピリジル) | 四―シアノ―二―メ

チル―六― (メチルカルバモイル) | 三― | 「五― (トリフ  
ルオロメチル) | 二―H― | 二・三・四―テトラゾール―二  
―イル」メチル | 一―H―ピラゾール―五―カルボキサニリ  
ド及びこれを含有する製剤

(33) | (略)

(80) |(34) |  
| (79) |  
(略) (略)

五ノ十の三 (略)

十一 可溶性ウラン化合物及びこれを含有する製剤

(新設)

十一の二 O―エチル―O― (二―イソプロポキシカルボニルフ

エニル) | N―イソプロピルチオホスホルアミド (別名イソフ

エンホス) 5%以下を含有する製剤

十一の三 (略)

十二ノ三十一の三 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(31)(1) (略)

(32) |  
― | (三―クロロ―四・五・六・七―テトラヒドロピラゾ  
ロ「一・五―a」ピリジン―二―イル) | 五― | 「メチル (プ  
ロ―二―イン―一―イル) アミノ」 | 一―H―ピラゾール―  
四―カルボニトリル (別名ピラクロニル) 及びこれを含有す  
る製剤  
(新設)

(32) |  
(E) | 「(四RS) | 四― | (二―クロロフェニル) | 一

・三―ジチオラン―二―イリデン」 (二―H―イミダゾール―  
一―イル) アセトニトリル及びこれを含有する製剤

(79) |(33) |  
| (78) |  
(略) (略)

α―シアノ―四―フルオロ―三―フェノキシベンジル || 三

(81) | 四―(シアノメチル)―二―イソプロピル―五・五―ジメチ  
(82) | ルシクロヘキサシクロヘキサカルボキサニリド及びこれを含有する製剤  
(略)

(83) |  
(112) |  
(113) | (略)

(114) | 二・三・三・三―テトラフルオロ―二―(トリフルオロメチ  
(115) | ル)―プロパンニトリル及びこれを含有する製剤  
(略)

―(二・二―ジクロロビニル)―二・二―ジメチルシクロ  
ロパンカルボキシラート○・五%以下を含有する製剤  
(新設)

(80) | 二―シアノ―N―メチル―二―「三―(二・四・六―トリ  
オキソテトラヒドロピリミジン―五(二H)―イリデン)―  
二・三―ジヒドロ―H―イソインドール―イリデン」  
アセトアミド(別名ピグメントイエロー―八五)及びこれを  
含有する製剤  
(110) | (略)

(111) | テトラクロル―メタジシアンベンゼン及びこれを含有する  
製剤  
(新設)

(112) | 二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル  
(ベンジル) (Z) )―(一R・三R)―三―(二―シアノ  
ロパー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカル  
ボキシラート、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メ  
トキシメチル) (E) )―(一R・三R)―三―(二  
―シアノプロパー―エニル)―二・二―ジメチルシクロ  
プロパンカルボキシラート、二・三・五・六―テトラフルオ  
ロ―四―(メトキシメチル) (Z) )―(一S・三  
S)―三―(二―シアノプロパー―エニル)―二・二―ジ  
メチルシクロプロパンカルボキシラート、二・三・五・六―  
テトラフルオロ―四―(メトキシメチル) (E) (Z  
)―(一RS・三SR)―三―(二―シアノプロパー―エ  
ニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート

三十三(116)|  
三十三(182)|  
三十七の二 (略)  
(略)

及び二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベンジル|| (E) ―(一S・三S)―三―(二―シアノプロパ―ー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラ―トの混合物 (二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベンジル|| (Z) ―(一R・三R)―三―(二―シアノプロパ―ー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラ―ト八〇・九%以上を含有し、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベンジル|| (E) ―(一R・三R)―三―(二―シアノプロパ―ー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラ―ト一〇%以下を含有し、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベンジル|| (Z) ―(一S・三S)―三―(二―シアノプロパ―ー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラ―ト二%以下を含有し、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベンジル|| (E Z) ―(一RS・三SR)―三―(二―シアノプロパ―ー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラ―ト一%以下を含有し、かつ、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベンジル|| (E) ―(一S・三S)―三―(二―シアノプロパ―ー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラ―ト〇・二%以下を含有するものに限る。)並びにこれを含有する製剤

三十三(113)|  
三十三(179)|  
三十七の二 (略)  
ジエチル―(一・三―ジチオシクロペンチリデン)―チオホスホルアミド五%以下を含有する製剤

三十七の三 ジエチルルスルファート及びこれを含有する製剤  
三十七の四 (略)

三十七の五〜三十七の七 (略)  
三十八〜五十五の四 (略)  
五十六 (略)

五十六の二 N・N―ジメチルプロパン―一・三―ジアミン及びこれを含有する製剤  
五十六の三 (略)

五十七〜六十七 (略)  
六十八 (略)

六十八の二 水酸化リチウム及びこれを含有する製剤  
六十八の三 水酸化リチウム―水和物及びこれを含有する製剤  
六十九 (略)  
六十九の二〜七十四の二 (略)  
七十四の三 (略)  
七十四の四 一・二・三―トリクロロプロパン及びこれを含有する製剤

七十四の五 (略)  
七十四の六 (略)

(新設)

三十七の三 ジエチル―三・五・六―トリクロロ―二―ピリジルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル―三・五・六―トリクロロ―二―ピリジルチオホスフェイト―% (マイクロカプセル製剤にあつては、二五%) 以下を含有するものを除く。

三十七の四〜三十七の六 (略)  
三十八〜五十五の四 (略)  
五十六 ジメチルフタリイミドメチルジチオホスフェイトを含有する製剤

(新設)

五十六の二 二・二―ジメチル―一・三―ベンゾジオキソール―四―イル―N―メチルカルバマート (別名ベンダイオカルブ)  
五% 以下を含有する製剤  
五十七〜六十七 (略)  
六十八 水酸化ナトリウムを含有する製剤。ただし、水酸化ナトリウム5% 以下を含有するものを除く。

(新設)

(新設)  
六十九 無機錫<sup>すず</sup>塩類  
六十九の二〜七十四の二 (略)  
七十四の三 トリクロロシラン及びこれを含有する製剤

七十四の四 トリブチルトリチオホスフェイト及びこれを含有する製剤

七十四の五 (略)



七十五〜七十七 (略)  
七十七の二 (略)

七十七の三 二酸化アルミニウムナトリウム及びこれを含有する製剤

七十七の四 (略)

七十八・七十九 (略)

八十 (略)

八十の二 N・N-ビス(ニ-アミノエチル)エタン-1,2-

ジアミン及びこれを含有する製剤

八十の三 (略)

八十の四〜八十の七 (略)

八十一〜九十五 (略)

九十六 (略)

九十六の二 ホスホン酸及びこれを含有する製剤

九十七 (略)

九十八 (略)

九十八の二 無水酢酸及びこれを含有する製剤。ただし、無水酢

酸〇・二%以下を含有するものを除く。

九十八の三〜百六 (略)

百七 (略)

七十五〜七十七 (略)

七十七の二 ナラシン又はその塩類のいずれかを含有する製剤であつて、ナラシンとして一〇%以下を含有するもの。ただし、ナラシンとして一%以下を含有し、かつ、飛散を防止するための加工をしたものを除く。

(新設)

七十七の三 1,1-(4-ニトロフェニル)-1,3-ピリジルメチル)ウレア及びこれを含有する製剤

七十八・七十九 (略)

八十 ピクリン酸塩類。ただし、爆発薬を除く。

(新設)

八十の二 ビス(ニ-エチルヘキシル) Ⅱ 水素Ⅱホスファート及びこれを含有する製剤。ただし、ビス(ニ-エチルヘキシル)

Ⅱ 水素Ⅱホスファート二%以下を含有するものを除く。

八十の三〜八十の六 (略)

八十一〜九十五 (略)

九十六 硼<sup>ほう</sup>弗<sup>ふ</sup>化水素酸及びその塩類

(新設)

九十七 ホルムアルデヒドを含有する製剤。ただし、ホルムアルデヒド一%以下を含有するものを除く。

九十八 無水クロム酸を含有する製剤

九十八の二 無水酢酸及びこれを含有する製剤

九十八の三〜百六 (略)

百七 磷<sup>りん</sup>化亜鉛を含有する製剤。ただし、磷<sup>りん</sup>化亜鉛一%以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスをを用いて著し

2

(略)

百十 (略)

百九 (略)

百八 レソルシノール及びこれを含有する製剤。ただし、レソルシノール二〇%以下を含有するものを除く。

2

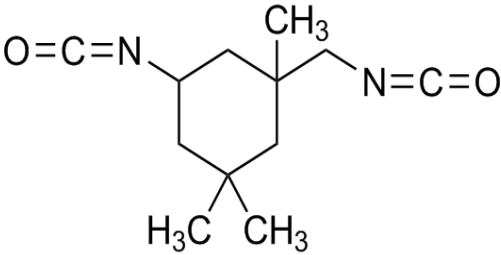
(略)

百九 (略)

百八 ロダン酢酸エチルを含有する製剤。ただし、ロダン酢酸エチル一%以下を含有するものを除く。

(新設)  
くからく着味されているものを除く。

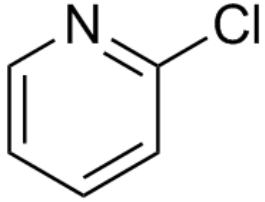
毒物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
5-イソシアナト-1-(イソシアナトメチル)-1,3,3-トリメチルシクロヘキサン	 <p style="text-align: center;">                         化学式 C<sub>12</sub>H<sub>18</sub>N<sub>2</sub>O<sub>2</sub>                          分子量 222.28                          CAS No. 4098-71-9                     </p>	原体及びこれを含有する製剤	(原体) 外観:無色～薄い黄色の液体 沸点:310℃ 融点:-60℃ 密度:1.058 g/cm <sup>3</sup> (20℃) 相対蒸気密度:7.67 (空気=1) 蒸気圧:0.0635 Pa (20℃) 溶解性:水約15 mg/L (23℃) エステル、ケトン、エーテル、芳香族及び脂肪族炭化水素と完全に混和 引火点:155℃ 安定性・反応性 水中で徐々に反応する。酸、アルコール、アミン、塩基、アミド、フェノール、メルカプタンと激しく反応し、中毒、火災及び爆発の危険をもたらす。	原体: 急性経口毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) ラット 4,814 ~ 5,490 急性経皮毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) ラット > 7000 急性吸入毒性 LC <sub>50</sub> (mg/L (4hr)) ラット 0.031 (ミスト) 皮膚腐食性 ウサギ あり 眼刺激性 ウサギ あり	ポリウレタン原料、接着剤、表面処理剤

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD<sub>50</sub> (Lethal Dose 50)又はLC<sub>50</sub> (Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

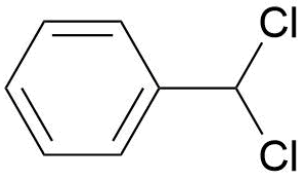
毒物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
2-クロロピリジン	 <p>化学式 C<sub>5</sub>H<sub>4</sub>ClN 分子量 113.54 CAS No. 109-09-1</p>	原体及びこれを含有する製剤	(原体) 外観:ピリジン臭の無色の液体 沸点:170℃ (760 mmHg) 融点: -46.5℃ 密度:1.205 g/cm <sup>3</sup> (15℃) 相対蒸気密度:3.93 (空気=1) 蒸気圧:2.18 mmHg 溶解性:水27 g/L エタノール、エーテルに可溶 引火点:64℃ 安定性・反応性 -	原体: 急性経口毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) ラット 342 急性経皮毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) ウサギ < 200 急性吸入毒性 LC <sub>50</sub> (mg/L (4hr)) ラット >0.472 ~ <1.18 (= >100ppm/4hr ~ <250ppm/4hr) (蒸気) 皮膚腐食性 ウサギ なし(強度の刺激性) 眼刺激性 ウサギ 重篤な損傷	ピリチオン(殺菌剤)の製造、ピリプロキシフェン等の殺虫剤の製造。

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD<sub>50</sub> (Lethal Dose 50)又はLC<sub>50</sub> (Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

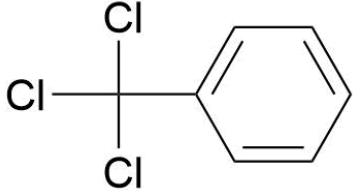
毒物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
(ジクロロメチル)ベンゼン	 <p>化学式 C<sub>7</sub>H<sub>6</sub>Cl<sub>2</sub> / C<sub>6</sub>H<sub>5</sub>CHCl<sub>2</sub> 分子量 161.03 CAS No. 98-87-3</p>	原体及びこれを含有する製剤	<p>(原体) 外観: 刺激臭のある無色の液体 沸点: 205℃ 融点: -17℃ 密度: 1.26 g/cm<sup>3</sup> 相対蒸気密度: 5.56 (空気=1) 蒸気圧: 0.5 hPa (20℃) 溶解性: 水 ; 200mg/L (20℃)。アルコール、エーテルに混和。 引火点: 93℃ (c.c.) 安定性・反応性 水と反応し、塩化水素を生成。アルカリ金属、酸化剤と反応。</p>	<p>原体: 急性経口毒性 LD<sub>50</sub> (mg/kg) マウス 2,460 急性経皮毒性 LD<sub>50</sub> (mg/kg) 知見なし 急性吸入毒性 LC<sub>50</sub> (mg/L (4hr)) マウス 0.18 (= 27ppm/4hr) <u>(蒸気)</u> 皮膚腐食性 ウサギ<sup>*</sup> なし (重度の刺激性) 眼刺激性 ウサギ<sup>*</sup> 軽度の刺激性</p>	ベンズアルデヒド及び塩化ベンゾイルの製造に使用、工業用中間体

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD<sub>50</sub> (Lethal Dose 50) 又は LC<sub>50</sub> (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

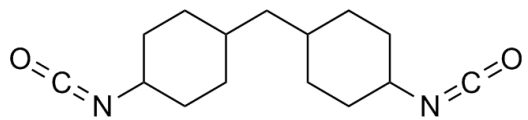
毒物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
(トリクロロメチル)ベンゼン	 <p>化学式 <math>C_7H_5Cl_3</math> / <math>C_6H_5CCl_3</math> 分子量 195.47 CAS No. 98-07-7</p>	原体及びこれを含有する製剤	<p>(原体) 外観: 刺激臭のある無色～黄色の液体 沸点: 221℃ 融点: -5℃ 密度: 1.4 g/cm<sup>3</sup> (20℃) 相対蒸気密度: 6.8 (空気=1) 蒸気圧: 0.2 hPa (20℃) 溶解性: 水; 53 mg/L (5℃)、加水分解。アルコール、エーテルに混和。 引火点: 108℃ (c.c.) 安定性・反応性 水と反応し、塩酸と安息香酸を生成; 強酸化剤、アミン、軽金属と激しく反応。</p>	<p>原体: 急性経口毒性 LD<sub>50</sub> (mg/kg) ラット 702 急性経皮毒性 LD<sub>50</sub> (mg/kg) ウサギ 4,000 急性吸入毒性 LC<sub>50</sub> (mg/L (4hr)) ラット 0.53 (=64 ppm/4hr) (蒸気) 皮膚腐食性 ウサギ あり(軽度の刺激性) 眼刺激性 ウサギ 重篤な損傷</p>	塩化ベンゾイル、フッ化ベンゾイル等の工業用中間体の製造における中間体、これらの中間体は、医薬品、農薬、染料並びに紫外線吸収剤の合成に使用。

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD<sub>50</sub> (Lethal Dose 50) 又は LC<sub>50</sub> (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

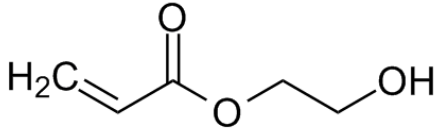
毒物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
ビス(4-イソシアナトシクロヘキシル)メタン	 <p>化学式 C<sub>15</sub>H<sub>22</sub>N<sub>2</sub>O<sub>2</sub> 分子量 262.35 CAS No. 5124-30-1</p>	原体及びこれを含有する製剤	<p>(原体)                      外観:無色透明～薄い黄色の液体                      沸点:251℃                      融点:19.5～21.5℃                      密度:1.07 g/cm<sup>3</sup> (20℃)                      相対蒸気密度:9.0(空気=1)                      蒸気圧:2.13×10<sup>-5</sup>hPa (0.21 Pa) (25℃)                      溶解性:水 緩徐な加水分解(半減期約2時間)。アセトンに可溶。                      引火点:200℃                      安定性・反応性                      水と反応、50℃以上で緩徐な重合。</p>	<p>原体:                      急性経口毒性                      LD<sub>50</sub>(mg/kg)                      ラット 9,900                      急性経皮毒性                      LD<sub>50</sub>(mg/kg)                      ウサギ &gt;10 g/kg                      急性吸入毒性                      LC<sub>50</sub>(mg/L (4hr))                      ラット 0.434 (ミスト)                      皮膚腐食性                      ウサギ なし(中等度の刺激性)                      眼刺激性                      ウサギ 軽度の刺激性</p>	塗装剤及び接着剤の結合剤、硬化剤。ポリウレタン原料。エラストマー(台車の車輪及びベルトコンベアのベルト等)の生産に使用。

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD<sub>50</sub>(Lethal Dose 50)又はLC<sub>50</sub>(Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

毒物に指定するもの

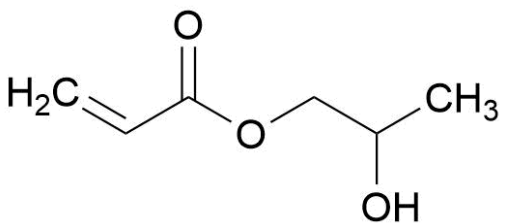
名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
2-ヒドロキシエチル=アクリレート	 <p>化学式 C<sub>5</sub>H<sub>8</sub>O<sub>3</sub> 分子量 116.12 CAS No. 818-61-1</p>	原体及びこれを含有する製剤	(原体) 外観: 特徴的な臭気のある無色の液体 沸点: 210°C (1,013 hPa) 融点: -60.2°C 密度: 1.1 g/cm <sup>3</sup> (25°C) 相対蒸気密度: 4.0 (空気=1) 蒸気圧: 7.0 Pa (25°C) 溶解性: 水; 混和、1000 g/L (25°C)。通常の有機溶媒に溶解。 引火点: 101°C (c.c.) 安定性・反応性 自然重合	原体: 急性経口毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) ラット 548 急性経皮毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) ウサギ 154 急性吸入毒性 LC <sub>50</sub> (mg/L (4hr)) ラット 1.87~18.52 (ミスト) 皮膚腐食性 ウサギ なし (軽度の刺激性) 眼刺激性 ウサギ 重篤な損傷	ポリマー製造のモノマー、塗料及び接着剤等の樹脂改質剤、UV 硬化用反応性希釈剤

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD<sub>50</sub> (Lethal Dose 50) 又は LC<sub>50</sub> (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。



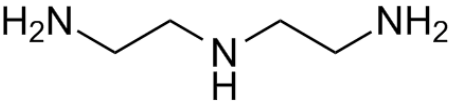
毒物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
2-ヒドロキシプロピル=アクリレート	 <p>化学式 C<sub>6</sub>H<sub>10</sub>O<sub>3</sub> / CH<sub>2</sub>=CHCOOCH<sub>2</sub>CH(CH<sub>3</sub>)OH 分子量 130.14 CAS No. 999-61-1</p>	原体及びこれを含有する製剤	<p>(原体)                      外観:無色～明黄色の液体                      沸点:77℃ (6.7 hPa)                      融点:−30℃ [他のデータ:−60℃以下]                      密度:1.05 g/cm<sup>3</sup> (25℃)                      相対蒸気密度:4.5 (空気=1)                      蒸気圧:5 Pa (20℃) [他のデータ:23 Pa (25℃, est)]                      溶解性:水;混和、1,000 g/L (25℃)。通常の有機溶媒に混和。                      引火点:65℃(c.c.) [他のデータ:100℃(c.c.), 97℃(c.c.) ]                      安定性・反応性                      加熱/光/過酸化物により重合の可能性;強酸/強塩基/強酸化剤/過酸化物と激しく反応。</p>	<p>原体:                      急性経口毒性                      LD<sub>50</sub>(mg/kg)                      ラット 1,290                      急性経皮毒性                      LD<sub>50</sub>(mg/kg)                      ウサギ<sup>*</sup> 168                      急性吸入毒性                      LC<sub>50</sub>(mg/L (4hr))                      ラット &gt;0.263mg/L/8hr (蒸気)                      皮膚腐食性                      ウサギ<sup>*</sup> あり                      眼刺激性                      ウサギ<sup>*</sup> 重篤な損傷</p>	熱硬化性塗料 (塗料樹脂:2液性塗料の硬化部位)、接着剤 (感圧粘着剤:粘着テープ)、繊維処理剤、コポリマーの改質剤

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD<sub>50</sub>(Lethal Dose 50)又はLC<sub>50</sub>(Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

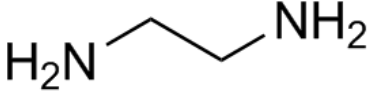
劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
N-(2-アミノエチル)エタン-1,2-ジアミン	 <p>化学式 C<sub>4</sub>H<sub>13</sub>N<sub>3</sub> / NH<sub>2</sub>CH<sub>2</sub>CH<sub>2</sub>NHCH<sub>2</sub>CH<sub>2</sub>NH<sub>2</sub> 分子量 103.17 CAS No. 111-40-0</p>	原体及びこれを含有する製剤	<p>(原体)                      外観:特徴的な臭気のある無色～黄色の粘調な吸湿性液体                      沸点:207℃ (常圧)                      融点: -39℃                      密度:0.96 g/cm<sup>3</sup> (20℃)                      相対蒸気密度:3.56(空気=1)                      蒸気圧:31 Pa (25℃) [他のデータ: 37 Pa (20℃)]                      溶解性:水混和、1,000 g/L (25℃)。メタノール、アセトン、ベンゼンと混和、ヘプタンに不溶。                      引火点:97℃ (c.c.)                      102℃ (o.c.)                      安定性・反応性                      酸化剤、硝酸、有機ニトロ化合物と激しく反応。</p>	<p>原体:                      急性経口毒性                      LD<sub>50</sub>(mg/kg)                      ラット 1,080                      急性経皮毒性                      LD<sub>50</sub>(mg/kg)                      ウサギ 1,090                      急性吸入毒性                      LC<sub>50</sub>(mg/L (4hr))                      ラット &gt;2.6 (ミスト)                      皮膚腐食性  <u>ウサギ あり</u>                      眼刺激性  <u>ウサギ 重篤な損傷</u></p>	主に紙の湿潤強化剤、エポキシ樹脂硬化剤の合成原料。キレート剤、イオン交換樹脂、繊維処理剤、化粧品等の合成原料。

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD<sub>50</sub>(Lethal Dose 50)又はLC<sub>50</sub>(Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

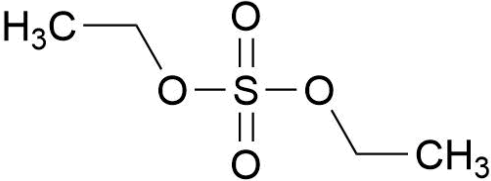
劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
エタン-1,2-ジアミン	 <p>化学式 C<sub>2</sub>H<sub>8</sub>N<sub>2</sub> 分子量 60.12 CAS No. 107-15-3</p>	原体及びこれを含有する製剤	<p>(原体) 外観:無色～黄色の液体</p> <p>沸点:117℃ 融点:10.9～11.1℃</p> <p>密度:0.899 g/cm<sup>3</sup> 相対蒸気密度:2.07(空気=1)</p> <p>蒸気圧:12 hPa (20℃)、 17.06 hPa (25℃)</p> <p>溶解性:水:110 g/L (20℃)。 ベンゼンに可溶、エーテルに僅かに溶ける。エタノールと混和。</p> <p>引火点:33.9℃ (o.c.) 43.3℃ (c.c.)</p> <p>安定性・反応性 燃焼による分解で、窒素酸化物の有毒ガスを発生する。中位に強い塩基であり、有機塩素系化合物、強い酸化剤及び酸と反応する。 pH:11.8 (5 g/L)</p>	<p>原体: 急性経口毒性 LD<sub>50</sub>(mg/kg) ラット 866</p> <p>急性経皮毒性 LD<sub>50</sub>(mg/kg) ウサギ 560</p> <p>急性吸入毒性 LC<sub>50</sub>(mg/L(4hr)) ラット 6.9 ～ 13.9 (蒸気)</p> <p>皮膚腐食性 ウサギ あり</p> <p>眼刺激性 ウサギ 重篤な損傷</p>	キレート剤、エポキシ樹脂硬化剤、殺菌剤、繊維加工剤(防しわ剤、染料固着剤)、可塑剤、ゴム薬品合成原料

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD<sub>50</sub>(Lethal Dose 50)又はLC<sub>50</sub>(Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

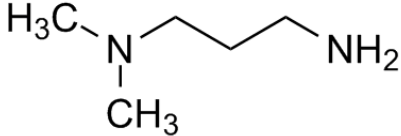
劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
ジエチル＝スルファート	 <p>化学式 C<sub>4</sub>H<sub>10</sub>O<sub>4</sub>S / (C<sub>2</sub>H<sub>5</sub>)<sub>2</sub>SO<sub>4</sub> 分子量 154.18 CAS No. 64-67-5</p>	原体及びこれを含有する製剤	<p>(原体) 外観:特徴的な臭気のある無色の油状液体、空気との接触により茶色に変色。</p> <p>沸点:209℃(分解) 融点:-25℃ 密度:1.17 g/cm<sup>3</sup> (25℃) 相対蒸気密度:5.3(空気=1)</p> <p>蒸気圧:20 Pa (20℃)</p> <p>溶解性:水反応(7g/L,20℃;水溶液中 (pH7, 25℃)の半減期は1.7 時間)。エタノール、エチルエーテルに混和。</p> <p>引火点:104℃ (c.c.)</p> <p>安定性・反応性 加熱すると分解;アンモニア、強酸化剤、強塩基及び金属粉末と激しく反応;水と反応して硫酸及びエタノールを生成。</p>	<p>原体: 急性経口毒性 LD<sub>50</sub>(mg/kg) ラット 880</p> <p>急性経皮毒性 LD<sub>50</sub>(mg/kg) ウサギ 706</p> <p>急性吸入毒性 LC<sub>50</sub>(mg/L(4hr)) ラット 1.58 ~ 3.16 (ミスト)</p> <p>皮膚腐食性 ウサギ なし(強度の刺激性)</p> <p>眼刺激性 ウサギ 重篤な損傷</p>	強力なアルキル化(エチル化)剤。フェノール、アミン及びチオール類のエチル化誘導体の調製に使用。染料、医薬品、農薬、ファインケミカル工業で広範囲に使用。第4級アンモニウム塩化合物の合成に使用。

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD<sub>50</sub>(Lethal Dose 50)又はLC<sub>50</sub>(Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

## 劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
N, N-ジメチルプロパン-1, 3-ジアミン	 <p>化学式 C<sub>5</sub>H<sub>14</sub>N<sub>2</sub> / (CH<sub>3</sub>)<sub>2</sub>NCH<sub>2</sub>CH<sub>2</sub>CH<sub>2</sub>NH<sub>2</sub> 分子量 102.18 CAS No. 109-55-7</p>	原体及びこれを含有する製剤	<p>(原体)            外観:アンモニア臭のある無色の液体            沸点:135℃            融点:-70℃            密度:0.82 g/cm<sup>3</sup> (20℃)            相対蒸気密度:3.5(空気=1)            蒸気圧:8 hPa (20℃) [他のデータ:1.3 kPa (30℃)]            溶解性:水混和(20℃) アルコール、エーテルに可溶。            引火点:35℃ (c.c.)            安定性・反応性            水溶液は中程度の強さの塩基。強力な酸化剤、酸、酸塩化物、酸無水物と反応。</p>	<p>原体:            急性経口毒性            LD<sub>50</sub>(mg/kg)            ラット 410            急性経皮毒性            LD<sub>50</sub>(mg/kg)            ラット &gt;400 ~ &lt;2,000 (実質 1,000 ~ 2,000)*<sup>1</sup>            急性吸入毒性            LC<sub>50</sub>(mg/L(4hr))            ラット &gt;4.31 (蒸気) (推定 24.8)*<sup>2</sup>            皮膚腐食性  <u>ウサギ</u> あり            眼刺激性  <u>ウサギ</u> 重篤な損傷</p> <p>*1:1,000mg/kg で死亡例が見られなかった。            *2:LC<sub>50</sub>は 10.0mg/L/4hr を上回るものと考えられた。</p>	結合剤、イオン交換物質、凝結剤(水処理)、化粧剤、洗濯・洗浄剤(ベタイン類)、ガソリン及び他の燃料添加物、ポリウレタン繊維及び潤滑剤、染料、農薬、写真及び織物工業で用いられる薬品等の生産中間体等。

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD<sub>50</sub>(Lethal Dose 50)又はLC<sub>50</sub>(Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
水酸化リチウム	$\text{Li}^+ \text{OH}^-$ <p>化学式 LiOH 分子量 23.95 CAS No. 1310-65-2</p>	原体及びこれを含有する製剤	<p>(原体) 外観:無色～白色の吸湿性の結晶</p> <p>沸点:924℃で分解 融点:422.83℃ (1013.25 hPa)</p> <p>密度:2.54 g/cm<sup>3</sup> 相対蒸気密度:—</p> <p>蒸気圧:—</p> <p>溶解性:水;12.8g/100 mL (25℃)。エタノールに難溶。</p> <p>引火点:—</p> <p>安定性・反応性 24℃以上に加熱すると分解し、有毒ガスを発生。水溶液は強塩基性。酸と激しく反応。アルミニウム、スズ、亜鉛を腐食し、引火性/爆発性ガスである水素を発生。強力な酸化剤と反応。 pH:約 12 (50℃, 50 g/L)</p>	<p>原体: 急性経口毒性 LD<sub>50</sub>(mg/kg) <u>ラット 210</u></p> <p>急性経皮毒性 LD<sub>50</sub>(mg/kg) 知見なし</p> <p>急性吸入毒性 LC<sub>50</sub>(mg/L (4hr)) <u>ラット 0.96 (ダスト)</u></p> <p>皮膚腐食性 <u>in vitro</u> <u>あり</u> <u>Corrositex™</u></p> <p>眼刺激性 <u>ウサギ</u> <u>重篤な損傷</u></p>	写真の現像液、アルカリ電池、他のリチウム塩の製造に使用。触媒、グリースの製造等にも使用。

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD<sub>50</sub>(Lethal Dose 50)又はLC<sub>50</sub>(Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

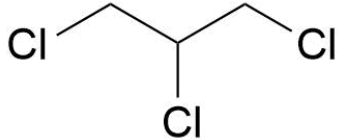
劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
水酸化リチウム一水和物	$\text{Li-OH} \cdot \text{H}_2\text{O}$ <p>化学式 <math>\text{LiOH} \cdot \text{H}_2\text{O}</math> 分子量 41.96 CAS No. 1310-66-3</p>	原体及びこれを含有する製剤	(原体) 外観:無色～白色の吸湿性の結晶 沸点:924℃(分解) 融点:450～471℃ 密度:1.51 g/cm <sup>3</sup> 相对蒸気密度:1.4(空気=1) 蒸気圧:— 溶解性:水:191 g/L (20℃) エタノールに微溶。 引火性及び発火性:不燃性 安定性・反応性 水溶液は強塩基性で、酸と激しく反応する。強酸化剤と反応する。	原体: 急性経口毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) ラット ♂ 491、♀ 368 急性経皮毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) ウサギ* 200 mg/kg で死亡例はなく、3,000 mg/kg で前例が死亡。 急性吸入毒性 LC <sub>50</sub> (mg/L(4hr)) ラット >6.15(ダスト) 皮膚腐食性 <u>in vitro</u> あり Corrositex™ 眼刺激性 動物(種類不明) 重篤な損傷	リチウムイオン電池、ステアリン酸リチウム等のリチウム石けんの製造、グリース及び炭酸ガス吸収剤の製造に使用。

※ dou 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD<sub>50</sub>(Lethal Dose 50)又はLC<sub>50</sub>(Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
1, 2, 3-トリクロロプロパン	 <p>化学式 <math>C_3H_5Cl_3</math> / <math>CH_2ClCHClCH_2Cl</math> 分子量 147.43 CAS No. 96-18-4</p>	原体及びこれを含有する製剤	<p>(原体) 外観: 特徴的な臭気のある無色の液体</p> <p>沸点: 156°C</p> <p>融点: -14°C</p> <p>密度: 1.39 g/cm<sup>3</sup> (20°C)</p> <p>相対蒸気密度: 5.1 (空気=1)</p> <p>蒸気圧: 0.45 kPa (20°C) [他のデータ: 0.29 kPa (20°C), 0.49 kPa (25°C)]</p> <p>溶解性: 水; 1.8 g/L (20°C) エタノール、エチルエーテルに溶解。クロロホルムに混和。</p> <p>引火点: 73°C (c.c.)</p> <p>安定性・反応性 アルカリ(土類)金属、酸化剤と激しく反応。</p>	<p>原体: 急性経口毒性 LD<sub>50</sub> (mg/kg) ラット 190</p> <p>急性経皮毒性 LD<sub>50</sub> (mg/kg) ウサギ 880</p> <p>急性吸入毒性 LC<sub>50</sub> (mg/L (4hr)) ラット ♂ 6.99 (=1,140 ppm/4hr) (蒸気)</p> <p>皮膚腐食性 ウサギ なし(軽度の刺激性)</p> <p>眼刺激性 ウサギ 軽度の刺激性</p>	ポリスルフィド及びヘキサフルオロプロピレン等のポリマー製造の際の架橋剤。他の化学物質の合成中間体、溶剤、洗浄剤、剥離剤

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD<sub>50</sub> (Lethal Dose 50) 又は LC<sub>50</sub> (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。



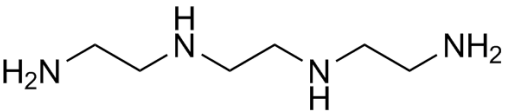
劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
二酸化アルミニウムナトリウム	$\text{Na}^+$ $\text{O}=\text{Al}^-\text{O}$ <p>化学式 <math>\text{AlNaO}_2</math> 分子量 81.97 CAS No. 1302-42-7</p>	原体及びこれを含有する製剤	(原体) 外観:斜方晶系、白色の吸湿性粉末又は粒状塊 沸点:— 融点:1,650℃ 密度:4.63 g/cm <sup>3</sup> 、> 1.5 g/cm <sup>3</sup> (20℃) 相対蒸気密度:— 蒸気圧:— 溶解性:水;易溶、水溶液は強塩基性。アルコールに不溶。 引火点:— 安定性・反応性 酸と激しく反応し、アルミニウム、スズ、亜鉛に対して腐食性。アンモニウム塩と反応し、火災の危険を発生。 pH>13.5	原体: 急性経口毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) 知見なし 急性経皮毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) 知見なし 急性吸入毒性 LC <sub>50</sub> (mg/L(4hr)) 知見なし 皮膚腐食性 <u>ウサギ</u> あり 眼刺激性 <u>ウサギ</u> 重篤な損傷	サイズ剤(硫酸バンドと共用し中性サイジングを行うと、充填剤の歩留りが上がり永久紙が得られる。)、水道浄水用(硫酸バンドが節約できる。)、土壌硬化剤、セメント混合剤

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD<sub>50</sub>(Lethal Dose 50)又はLC<sub>50</sub>(Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

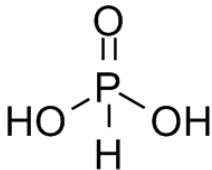
劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
N, N' -ビス(2-アミノエチル)エタン-1, 2-ジアミン	 <p>化学式 C<sub>6</sub>H<sub>18</sub>N<sub>4</sub> 分子量 146.23 CAS No. 112-24-3</p>	原体及びこれを含有する製剤	<p>(原体)                      外観:黄色味をおびた油性の液体、僅かにアミン臭                      沸点:278℃                      融点:12℃                      密度:0.98 g/cm<sup>3</sup> (20℃)                      相対蒸気密度:5.05(空気=1)                      蒸気圧:0.013 mbar (20℃)、15 mbar (50℃)                      溶解性:水;完全に混和する。エタノール、酸に可溶。                      引火点:135℃ (c.c.)                      安定性・反応性                      強塩基性物質であり、酸と激しく反応。アルミニウム、銅、亜鉛を腐食。強酸化物と激しく反応し、火災・爆発を引き起こす。塗装、ゴム、プラスチックを侵す。                      pH:10.7 (10 g/L)</p>	<p>原体:                      急性経口毒性                      LD<sub>50</sub>(mg/kg)                      ラット 1,400                      急性経皮毒性                      LD<sub>50</sub>(mg/kg)                      ウサギ 1,720                      急性吸入毒性                      LC<sub>50</sub>(mg/L (4hr))                      知見なし                      皮膚腐食性  <u>ウサギ</u> あり                      眼刺激性  <u>ウサギ</u> 重篤な損傷</p>	エポキシ樹脂硬化剤及びその中間体。製紙、繊維産業及び接着剤用助剤の合成試剤。アスファルト乳化剤中間体として使用。

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD<sub>50</sub>(Lethal Dose 50)又はLC<sub>50</sub>(Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

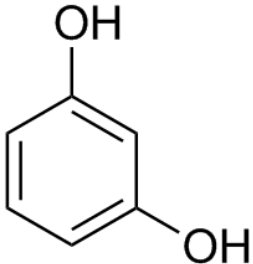
## 劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
ホスホン酸	 <p>化学式 H<sub>3</sub>O<sub>3</sub>P / HP(O)(OH)<sub>2</sub> 分子量 82.00 CAS No. 13598-36-2</p>	原体及びこれを含有する製剤	<p>(原体) 外観：白色の高吸湿性・潮解性結晶性塊</p> <p>沸点：180℃超で分解</p> <p>融点：約 73℃</p> <p>密度：1.65 g/cm<sup>3</sup></p> <p>相対蒸気密度：2.8(空気=1)</p> <p>蒸気圧：&lt;1 hPa (20℃)</p> <p>溶解性：水;非常によく溶ける、4,250 g/L (20℃)。アルコールに易溶。</p> <p>引火点：&gt;100℃ (c.c.)</p> <p>安定性・反応性 酸化剤、強還元剤、熱と反応。空気中の酸素により酸化され、リン酸(H<sub>3</sub>PO<sub>4</sub>)を形成。</p>	<p>原体： 急性経口毒性 LD<sub>50</sub>(mg/kg) ラット 1,720</p> <p>急性経皮毒性 LD<sub>50</sub>(mg/kg) ラット &gt;5,000</p> <p>急性吸入毒性 LC<sub>50</sub>(mg/L (4hr)) ラット 2.06(ミスト)</p> <p>皮膚腐食性 ウサギ あり <i>In vitro</i> EpiDerm™ あり</p> <p>眼刺激性 知見なし</p>	塩化ビニル安定剤、有機合成触媒、pH調整剤、ポリエステルフィルム表面处理剤、分析(水銀検出)、還元剤、亜リン酸塩製造(肥料等)。

※ 急性毒性：単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD<sub>50</sub>(Lethal Dose 50)又はLC<sub>50</sub>(Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

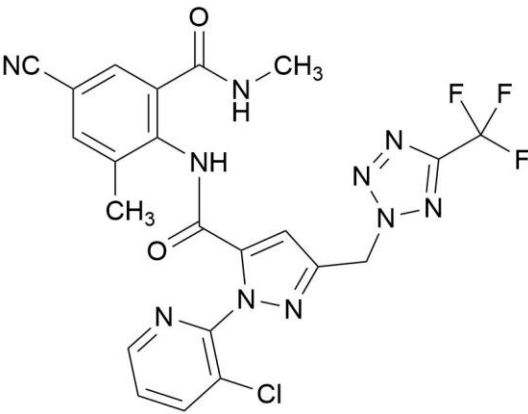
劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
レゾルシノール	 <p>化学式 C<sub>6</sub>H<sub>6</sub>O<sub>2</sub> 分子量 110.11 CAS No. 108-46-3</p>	<p>原体及びこれを含有する製剤（20%以下を含有するものを除く。）</p>	<p>(原体) 外観:微白色のフレーク状又は粉末状固体 (20%水溶液)無色～薄黄色の溶液</p> <p>沸点:277.5℃ (1,013 hPa) 融点:110℃ 密度:1.278 g/cm<sup>3</sup> (20℃) 相対蒸気密度:— 蒸気圧:0.065 Pa (25℃) 溶解性:水 717 g/L (25℃) 引火点:— 安定性・反応性 環境中の pH 及び温度条件下で容易に加水分解を受ける官能基を有さないため、加水分解は起こらないと予想される。 (10%水溶液)pH:4.5</p>	<p>原体: 急性経口毒性 LD<sub>50</sub>(mg/kg) ラット 370</p> <p>急性経皮毒性 LD<sub>50</sub>(mg/kg) ウサギ 2,830</p> <p>急性吸入毒性 LC<sub>50</sub>(mg/L(4hr)) ラット &gt;1.95(ミスト)</p> <p>皮膚腐食性 ウサギ なし(軽度の刺激性)</p> <p>眼刺激性 ウサギ 重篤な損傷</p> <p>20%製剤: 眼刺激性 ウサギ 中等度の刺激性</p>	<p>染料、化粧品、写真用試剤、紫外線吸収剤、ゴム・タイヤ及び木材用接着剤等の合成原料として使用。樹脂及びゴムの製造原料として使用。</p>

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD<sub>50</sub>(Lethal Dose 50)又はLC<sub>50</sub>(Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

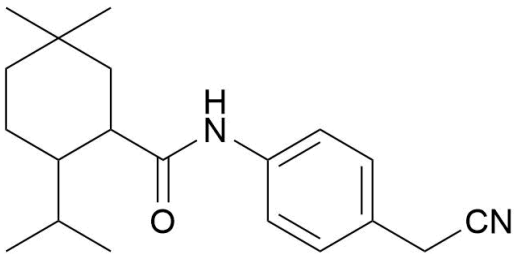
劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
<p>1-(3-クロロ-2-ピリジル)-4'-シアノ-2'-メチル-6'-(メチルカルバモイル)-3-[[5-(トリフルオロメチル)-2H-1,2,3,4-テトラゾール-2-イル]メチル]-1H-ピラゾール-5-カルボキサニリド</p>	 <p>化学式 C<sub>22</sub>H<sub>16</sub>ClF<sub>3</sub>N<sub>10</sub>O<sub>2</sub> 分子量 544.88 CAS No. 1229654-66-3</p>	<p>原体及びこれを含有する製剤</p>	<p>(原体) 外観：ベージュ色粉末 (24℃) 沸点：測定不能(沸騰せずに230℃から分解) 融点：226.9～229.6℃ 密度：1.52 g/cm<sup>3</sup> (20℃) 相対蒸気密度：－ 蒸気圧：3.2×10<sup>-6</sup> Pa (20℃) 4.6×10<sup>-6</sup> Pa (25℃) 2.3×10<sup>-6</sup> Pa (50℃) (いずれも外装法による) 溶解性：蒸留水 (pH 6.31)：1.2 mg/L (20℃)、 蒸留水 (pH 4, 7)：1.0 mg/L (20℃)、 蒸留水 (pH 9)：1.3 mg/L (20℃) 安定性：(熱)230℃から分解し始める。 反応性：－</p>	<p>原体： 急性経口毒性 LD<sub>50</sub>(mg/kg) ラット 雌 &gt;2,000 急性経皮毒性 LD<sub>50</sub>(mg/kg) ラット 雄雌 &gt;2,000 急性吸入毒性 LC<sub>50</sub>(mg/L(4hr)) ラット 雄雌 &gt;5.01(ダスト) 皮膚腐食性 ウサギ なし(軽度の刺激性) 眼刺激性 ウサギ なし</p>	<p>農薬(殺虫剤)</p>

※ 急性毒性：単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

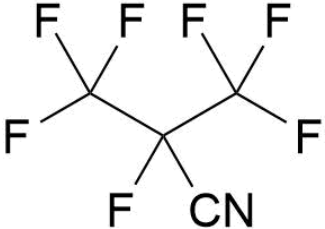
※ LD<sub>50</sub>(Lethal Dose 50)又はLC<sub>50</sub>(Lethal Concentration 50)：50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
4'-(シアノメチル)-2-イソプロピル-5,5-ジメチルシクロヘキサンカルボキサニド	 <p>化学式 C<sub>20</sub>H<sub>28</sub>N<sub>2</sub>O 分子量 312.45 CAS No. 1857331-83-9</p>	原体及びこれを含有する製剤	(原隊) 外観:白色固体 沸点:— 融点:122~126°C 密度:— 相対蒸気密度:— 蒸気圧:— 溶解性:水;微溶(2 ppm 以下)	原体: 急性経口毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) ラット >2,000 急性経皮毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) ラット >2,000 急性吸入毒性 LC <sub>50</sub> (mg/L(4hr)) ラット >5.06(ダスト) 皮膚腐食性 ウサギ <sup>1</sup> なし 眼刺激性 ウサギ <sup>1</sup> 軽度の刺激性	歯磨き、洗口液の口腔ケア用品等の調合香料の原料

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

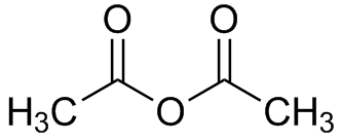
※ LD<sub>50</sub>(Lethal Dose 50)又はLC<sub>50</sub>(Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
2, 3, 3, 3-テトラフルオロ -2- (トリフルオロメチル) プロパンニトリル	 <p>化学式 C<sub>4</sub>F<sub>7</sub>N 分子量 195.04 CAS No. 42532-60-5</p>	原体及びこれを 含有する製剤	(原隊) 外観:無色気体  沸点: -4.7℃  融点: -  密度: 1.35 g/mL (液体)、 8.11 g/L (気体、常 圧、25℃)  相対蒸気密度: -  蒸気圧: 230.6 kPa (25℃)  溶解性: 水; 272 ng/mL コーンオイル; 0.26 mg/mL 以下 オリーブオイル; 5.29 mg/mL 以下  安定性・反応性: 安定、通常条件では反 応しない。	原体: 急性経口毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) 気体につき測定不能。  急性経皮毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) 気体につき測定不能。  急性吸入毒性 LC <sub>50</sub> (ppm/4hr) ラット >2,520 (ガス)  皮膚腐食性 気体につき測定不能。  眼刺激性 ウサギ なし	高圧絶縁トラン ス等、電気設備 の絶縁封入ガ ス

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD<sub>50</sub> (Lethal Dose 50) 又は LC<sub>50</sub> (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。29

劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
無水酢酸0.2%以下を含む製剤	 <p>化学式 C<sub>4</sub>H<sub>6</sub>O<sub>3</sub> / (CH<sub>3</sub>CO)<sub>2</sub>O 分子量 102.09 CAS No. 108-24-7</p>	これを含有する製剤	<p>(原体)            外観: 刺激臭のある無色の液体            沸点: 139℃            融点: -73℃            密度: 1.08 g/cm<sup>3</sup> (20℃)            相対蒸気密度: 3.5 (空気=1)            蒸気圧: 0.5 kPa (20℃)            溶解性: 水; 分解 (2.6 wt%, 20℃; 加水分解を伴う場合 120 g/L, 20℃) アルコール、エーテル、クロロホルムに可溶。            引火点: 49℃ (c.c.)            安定性・反応性            水と激しく反応し、酢酸と熱を生成。</p>	<p>原体:            急性経口毒性            LD<sub>50</sub> (mg/kg)            ラット 630            急性経皮毒性            LD<sub>50</sub> (mg/kg)            ウサギ 4,000            急性吸入毒性            LC<sub>50</sub> (mg/L (4hr))            ラット 2.1 (蒸気)            皮膚腐食性            ウサギ・ヒト あり            眼刺激性            ウサギ・ヒト 重篤な損傷            0.2%製剤:            急性吸入毒性            LC<sub>50</sub> (mg/L (4hr))            ラット 7.3 (ミスト)            皮膚腐食性            ウサギ なし (軽度の刺激性)            眼刺激性            ウサギ なし</p>	脱水剤、中和剤

※ 急性毒性: 単回投与 (暴露) によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD<sub>50</sub> (Lethal Dose 50) 又は LC<sub>50</sub> (Lethal Concentration 50): 50%致死量 (濃度) を表し、投与 (暴露) された動物のうち50%が死亡する投与量 (濃度) を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。